

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会評価報告書

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）として、次のとおり指定管理者による鳥取県営ライフル射撃場の管理運営状況进行评估した。

1 対象施設

鳥取県営ライフル射撃場

2 指定管理者

鳥取県ライフル射撃協会（倉吉市横田440-7）

3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日

4 評価委員会

(1) 開催日 平成29年8月29日

(2) 開催場所 鳥取県倉吉市内会議室

(3) 評価委員

氏名	所属等
池本 幸雄（委員長）	米子工業高等専門学校 教授
酒井 嘉一（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
松本 雅彦	鳥取県警察本部生活安全企画課課長補佐

(4) 評価方法

平成26年度から平成28年度分の指定管理者から提出された事業報告及び各年度の県による評価結果等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。

評価は、「2、1、0、△1、△2」の5段階で行い、5人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理等	・施設設備の保守管理・修繕 ・施設の保安警備、清掃等 ・事故の防止策、緊急時の対応
利用者サービス	・開館時間、休館日、利用料金等 ・利用者へのサービス提供・向上策、施設の利用促進 ・個人情報保護、情報公開 ・利用者意見の把握・対応
収支の状況	・利用料金の徴収、減免の状況 ・管理運営にかかる収支状況
管理運営の状況	・職員の配置 ・会計事務の状況 ・法令等の遵守

【評価指標】

- 2：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。
- 1：協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。

- 0：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 △1：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 △2：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

(5) 評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県営ライフル射撃場の管理運営状況の評価は「0」と決定した。

審査項目	評価点数 (各委員の平均)
施設設備の維持管理等	0.5
利用者サービス	0
収支の状況	0
管理運営の状況	0.25
総括	0.19

(注) 総括の評価は0.19となり、委員協議の結果、5段階のうち「0」と決定

イ 運営評価委員からの主な意見

(施設設備の維持管理等)

- ・射場内の設備を常時点検し、老朽化した設備の維持管理に努力している。
- ・職員による除草や清掃を実施しているが、事故防止の観点からも継続的な実施をお願いしたい。
- ・会員及び利用者にも設備の適切な管理についての意識付けを行っている。
- ・現状の施設における運営としては評価できる。今後の大会運営などを踏まえた施設の充実について県とも協議を進めてほしい。

(利用者サービス)

- ・少ない予算の中、競技力の向上のために努力している。
- ・利用者に対して、正しい知識と実技の講習等を行っている。
- ・年少者の育成を積極的に実施され、国体における入賞者も輩出している。更なる普及振興に尽力してほしい。
- ・スロープをつけるなど障がい者の利用に配慮した整備がされており評価できる。

(収支の状況)

- ・収支状況は適切と評価できる。

(管理運営の状況)

- ・管理運営の組織図のとおり適正に職員を配置している。
- ・試算表等、毎月の収支の分かる書類を作成しており、適正に会計処理を行っている。